

項目	地域	西宮市（開発事業等におけるまちづくりに関する条例）						
適用範囲		<p>1. 次の事業に適用する。</p> <p>(1) 開発事業 その敷地面積が500㎡以上若しくはその換算戸数（規則で定めるところにより算定した住宅（集合建築物にあっては、住居の用に供する住戸等）の戸数をいう。）が10以上の建築物の建築又はその土地の区域の面積が500㎡以上の宅地造成（建築物を建築するため、土地の区画又は形質に改変を加えることをいう。）をいう。</p> <p>(2) 小規模開発事業 建築物の建築で、開発事業に当たらないものをいう。</p> <p>(3) 中高層建築物 建築物で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定する高さが10mを超えるもの又は同項第8号の規定により算定する階数（地階を除く。）が4以上のものをいう。</p> <p>(4) 小規模集合住宅等の建築 その住戸等の戸数の合計が10以上となる一つ又は複数の集合建築物の建築で、開発事業に当たらないものをいう。</p> <p>2. 次の行為、建築又は事業には、適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為及びそれに伴う開発事業</p> <p>(2) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物の建築</p> <p>(3) 規則で定める地域で施行される開発事業又は小規模開発事業</p> <p>3. 換算戸数</p> <p>建築しようとする住宅又は住戸の数に、次の表の左欄に掲げ住宅又は住戸の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た戸数とする。</p> <table border="1" data-bbox="359 1032 1969 1279"> <tr> <td>1戸当たりの専有床面積が25㎡以下のもの</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの専有床面積が25㎡を超え40㎡以下のもの</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの専有床面積が40㎡を超えるもの</td> <td>1</td> </tr> </table>	1戸当たりの専有床面積が25㎡以下のもの	3分の1	1戸当たりの専有床面積が25㎡を超え40㎡以下のもの	2分の1	1戸当たりの専有床面積が40㎡を超えるもの	1
1戸当たりの専有床面積が25㎡以下のもの	3分の1							
1戸当たりの専有床面積が25㎡を超え40㎡以下のもの	2分の1							
1戸当たりの専有床面積が40㎡を超えるもの	1							
市の責務		市は、安全でゆとりのある快適なまちづくりに努めるとともに、まちづくりに関する必要な施策を講じなければならない。						
事業主の責務		事業主は、この条例の目的を達成するため、この条例に定める事業又は建築の着手前の手続、公共施設等の整備の基準その他の事項を遵守するとともに、自らの負担と責任において必要な措置を講じなければならない。						
市民の責務		市民は、関係法令を理解し、安全でゆとりのある快適なまちづくりに自ら努めなければならない。						
開発事業における公共施設等の整備		開発事業を行う事業主は、当該開発事業において必要となる公共施設等について、規則で定める基準に基づき、自らの負担と責任において整備しなければならない。						
建築協定の締結等		開発事業を行う事業主は、当該事業区域内の環境の保持と増進を図るため、西宮市建築協定条例（昭和43年西宮市条例第43号）第2条の規定による建築協定を締結するよう努めるとともに、市が都市計画法第12条の5の規定による地区計画を定めるときは、これに協力するよう努めなければならない。						
防災対策		開発事業を行う事業主は、地形、地質その他の地盤条件の調査を十分に行い、地震、火災、浸水その他災害に対する対策を講じるよう努めなければならない。						
中高層建築物の電波妨害防止対策		中高層建築物（建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定する高さが10mを超えるものに限る。）を建築する事業主は、規則に定める受信妨害範囲調査方法、工事中の電波妨害防止方法及び竣工後の電波妨害防止方法を明らかにし、地上波のテレビジョン電波の受信に係る電波妨害防止対策を行わなければならない。						
開発事業における届出及び協議		<p>1. 開発事業を行う事業主は、規則で定めるところにより、都市計画法第30条の規定による許可の申請、確認申請若しくは建築基準法第6条の3第1項の規定による申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知に先立って、事業概要及び事業計画（開発事業が中高層建築物の建築（規則で定めるものを除く。以下同じ。）に該当するときは、建築計画を含む。次項において同じ。）を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。</p> <p>2. 前項の規定により届け出た事業計画に係る事項のうち規則で定めるものを変更するときは、市長に届け出て、市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、協議を要しない。</p> <p>3. 第1項の事業概要、事業計画及び建築計画に記載すべき事項、添付すべき書類その他必要な事項は、規則で定める。</p>						
協議の内容及び期間		<p>1. 前項の規定による協議の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開発事業の施行に伴い必要となる公共施設等の機能、構造及び管理に関する事項</p> <p>(2) その他市長が必要と認め、規則で定める事項</p> <p>2. 前項の協議に要する標準の期間は、開発事業の規模に応じ、規則で定める。</p>						

項目	地域	西宮市（開発事業等におけるまちづくりに関する条例）														
協定		<p>1. 市長と事業主は、第14条第1項又は第2項の規定による協議が整った場合は、その合意内容に基づく協定を締結するものとする。</p> <p>2. 前項の協定は、確認申請その他関係法令に基づく許認可等の申請をする前に締結するよう努めなければならない。</p> <p>3. 第1項の規定により締結された協定は、当該協定の締結の日から起算して3年を経過する日までに、確認申請その他関係法令に基づく許認可等の申請をしないときは、その効力を失う。</p>														
住民等との協議		<p>1. 事業主は、条例第20条第1項各号に掲げる事業を行おうとするときは、当該事業の区域の周辺の住民その他の規則で定める者に対し、規則で定める事業計画、工事計画及び管理計画について説明し、及び協議しなければならない。</p> <p>2. 事業主は、前項の規定による説明及び協議を行ったときは、その内容を速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>3. 事業主は、第1項の規定による協議に際しては、当該計画について紛争の生じることのないよう努めなければならない。</p>														
宅地事業計画		<p>1. 最低面積  条例第10条に規定する規則で定める面積は、次の表の左欄に掲げる用途地域等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積とする。</p> <table border="1" data-bbox="359 872 1976 1478"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>最低敷地面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種低層住居専用地域</td> <td>150㎡</td> </tr> <tr> <td>第2種低層住居専用地域</td> <td>120㎡</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域</td> <td>90㎡</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域</td> <td>80㎡</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域・商業地域</td> <td>70㎡</td> </tr> <tr> <td>用途地域の指定の無い地域</td> <td>開発区域に最も近接した用途地域の区分に応じた面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 中高層建築物を建築する場合の敷地面積は、規則で定める規模以上でなければならない。</p>	用途地域	最低敷地面積	第1種低層住居専用地域	150㎡	第2種低層住居専用地域	120㎡	第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域	90㎡	第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域	80㎡	近隣商業地域・商業地域	70㎡	用途地域の指定の無い地域	開発区域に最も近接した用途地域の区分に応じた面積
用途地域	最低敷地面積															
第1種低層住居専用地域	150㎡															
第2種低層住居専用地域	120㎡															
第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域	90㎡															
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域	80㎡															
近隣商業地域・商業地域	70㎡															
用途地域の指定の無い地域	開発区域に最も近接した用途地域の区分に応じた面積															
標識の設置等		<p>1. 事業主は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとするときは、第14条第1項（第18条において準用する場合を含む。）の規定により、事業概要又は事業計画を市長に届け出た日から規則で定める期限までに規則で定める標識を設置するとともに、当該標識を設置した状況を示す写真を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 開発事業。ただし、規則で定めるものを除く。</p> <p>(2) 小規模開発事業。ただし、小規模集合住宅等の建築に該当するものに限る。</p> <p>(3) 中高層建築物の建築。</p> <p>2. 前項に規定する標識の設置は、事業予定地内の道路に面した箇所その他公衆の見やすい位置に、規則で定める期間行わなければならない。</p> <p>3. 市長は、第14条第1項の規定による開発事業（規則で定めるものを除く。第22条において同じ。）の届出があったときは、開発事業受付簿を調製し、保管するとともに、これを公衆の閲覧に供しなければならない。</p>														
道路		<p>1. 開発区域内の道路、開発区域に接する道路及び進入道路については、市の道路計画及び技術基準に適合するよう計画すること。</p> <p>2. 開発区域内の道路は、車両及び歩行者の通行を支障なく安全に処理できるものであること。</p>														
公園		<p>開発区域の面積が3,000㎡以上の住宅の建築又は宅地の造成を目的とする開発事業にあつては、公園を整備すること。（設置基準）</p> <p>1. 次に定める算定式に基づき算定した公園基準面積以上の公園を整備すること。  基準面積 = 6.8㎡×換算戸数</p> <p>2. 前号の規定にかかわらず、次のア又はイに該当する場合は、それぞれア又はイに定めるところによる。  ア 過去の開発事業等により公園の整備を行ったことのある敷地において開発事業を行う場合  基準面積 = 6.8㎡×（換算戸数－既存住宅の戸数に相当する換算戸数）  イ 開発区域が、施工中又は換地処分後10年以内の土地区画整理事業の区域を含む場合  基準面積 = 6.8㎡×換算戸数－開発区域のうち土地区画整理事業の区域の3%に相当する面積</p> <p>3. 前2号の規定にかかわらず、算定した基準面積が開発区域面積の10%に相当する数を超える場合は、当該10%に相当する面積を、開発区域の3%に相当する数に満たない場合は、当該3%に相当する面積を基準面積とする。</p> <p>4. 次のいずれかに該当する開発事業は、公園の整備を要しない。  ア 前3号の規定により算定した基準面積が150㎡未満である開発事業  イ 集合建築物の建築を目的とする開発事業のうち、既に開設された街区公園（2,500㎡以上のものに限る。）</p>														

項目	地域	西宮市（開発事業等におけるまちづくりに関する条例）												
公園		近隣公園、地区公園、広田山公園、夙川河川敷緑地（山手線から臨港線までの区間に限る。）又は甲子園浜海浜公園（市長が別に定める部分に限る）からの直線距離が250m以内の区域であり、かつ、歩行距離が500m以内の区域で行う開発事業であって、当該事業敷地内に基準面積に相当する面積の自主管理の公園整備を行うもの												
排水計画		<p>1. 排水計画は、西宮市の定める「西宮市公共下水道事業計画」に整合することを原則とし、当該開発区域内を含む集水区域全体を考慮し、かつ、当該開発区域内の雨水及び汚水を適切に排除する施設計画とすること。</p> <p>2. 排除方式は、公共下水道の排除方式に整合させること。ただし、宅地内の排除方式は、分流式とし、自然流下により排除するものであること。</p> <p>3. 排水施設計画については、河川、水路又は公共下水道の管理者及び利害関係者と協議し、計画すること。仮設の排水設備を計画する場合も、同様とする。</p> <p>4. 開発事業によって、流域の変更をしないこと。</p>												
給水施設		開発区域内における給水施設の設置基準は、西宮市上下水道局が定めた「給水装置工事設計・施行基準」によること。												
消防水利施設		<p>個人が使用する目的をもって開発する専用住宅用地を除き、開発区域内には、次に定めるところにより消防水利施設（消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第2条第2項に規定する消防水利をいう。以下この表において同じ。）を設置するものとする。</p> <p>(1) 設置数</p> <p>ア 消防水利の設置数は、開発区域の面積を、次の表に掲げる用途地域の区分に応じ当該区分ごとに定める基準面積で除して得た数に、建築する住戸の戸数を56で除して得た数及び建築する建築物の延面積を5,000で除して得た数のうち、いずれか大きい方の数を加えた数（1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）とすること。</p> <table border="1" data-bbox="359 1130 1608 1368"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域</td> <td>31,000㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の用途地域</td> <td>45,000㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定により算定した設置数が零となる場合であって、当該開発区域内のすべての範囲を既設の消防水利施設の有効範囲に包含できないときは、アの規定にかかわらず、次号の基準に準じて設置すること。</p> <p>(2) 配置及び種別の基準</p> <p>ア 消防水利施設から開発区域内のすべての部分までの水平距離が次の表に掲げる用途地域の区分に応じ当該区分ごとに定める距離となるように設置すること。</p> <table border="1" data-bbox="359 1611 1608 1849"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>水平距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域</td> <td>100m以下</td> </tr> <tr> <td>その他の用途地域</td> <td>120m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ その3分の1以上を防火水槽とすること。ただし、前号の規定により算定した設置数が2以下の場合は、そのうちの1を防火水槽とすること。</p> <p>ウ 消防長が別に定める水利標識を設置すること。</p> <p>(3) 構造基準</p> <p>ア 消防水利の基準第3条及び第6条に定める基準に適合すること。</p> <p>イ 防火水槽は耐震性能を有すること。</p>	用途地域	基準面積	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	31,000㎡	その他の用途地域	45,000㎡	用途地域	水平距離	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	100m以下	その他の用途地域	120m以下
用途地域	基準面積													
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	31,000㎡													
その他の用途地域	45,000㎡													
用途地域	水平距離													
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	100m以下													
その他の用途地域	120m以下													
工事完了の届出及び確認		<p>1. 事業主は、当該開発事業が完了した後、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2. 市長は、開発事業が完了したときは、遅滞なく、その開発事業に係る第14条第1項又は第2項の規定による協議において合意に達した事項に適合して施行されているかどうかを確認しなければならない。</p> <p>3. 市長は、前項の規定により確認した場合は、その結果を事業主に通知するものとする。</p>												
指導、勧告及び命令		市長は、第7条、第10条、第11条、第12条若しくは第13条（第18条において準用する場合を含む。）の規定による基準を遵守しない者、第14条第1項若しくは第2項（第18条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による協議を行わないで開発事業若しくは小規模開発事業に着手した者、第14条第1項若しくは第2項の規定による届出をしなかった者又は第20条第1項の規定による標識を設置しなかった者に対し、必要な措置を講じるよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。												
公表		市長は、前条の規定による命令に従わなかった場合においては、その者の氏名又は名称、命令の内容、従わなかった事実その他規則で定める事項を公表することができる。												

項目	地域	西宮市（開発事業等におけるまちづくりに関する条例）													
事業主の公害・安全対策		<p>1. 事業主は、工事中の騒音及び振動の防止、工事用通過車両の安全対策その他付近住民の住環境を害さないための必要な措置（以下「公害・安全対策」という。）を講じなければならない。</p> <p>2. 市長は、事業主が公害・安全対策を講じず、付近住民の住環境を害していると認めるときは、当該事業主に対し、工事中の公害・安全対策を講じるよう指導し、又は勧告することができる。</p>													
立入調査等		<p>1. 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該市職員に、土地若しくは建物に立ち入り、当該土地若しくは建物若しくは当該土地若しくは建物において行われている行為の状況を調査させ、又は関係者に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。この場合において、土地又は建物に立ち入る時間は、日の出から日の入りまでとし、あらかじめ、立ち入ろうとする建物の居住者（当該建物を開発事業又は小規模開発事業において建築した事業主を除く。）の承諾を得るものとする。</p> <p>2. 前項の規定により、土地又は建物に立ち入ろうとする当該市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>													
罰則		<p>1. 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第14条第1項（第18条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第20条第1項の規定による標識を設置しない者</p> <p>(3) 正当な理由なく第28条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>													
両罰規定		<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>													
敷地内緑化		<p>敷地面積に対する緑化面積（植栽し、緑地にする面積をいう。以下この表において同じ。）の割合（以下「緑化率」という。）は、市街化区域内にあつては20%以上、市街化調整区域内にあつては30%以上とすること。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、それぞれの定めるところによる。</p> <p>ア 近隣商業地域又は商業地域の場合 10%以上</p> <p>イ 都市計画法第8条第3項の規定に基づき定められた建築物の建ぺい率が80%である第1種住居地域の場合10%以上</p> <p>ウ 角地等建ぺい率の緩和を受ける場合（100－使用建ぺい率）／2（%）以上</p> <p>エ 簡略協議事業であるモデルルームの場合 5%以上</p> <p>オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（運動場を有するものに限る。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（運動場を有するものに限る。）の場合 市長が別に定める割合以上</p>													
駐車場		<p>1. 自動車車庫及び自動車駐車場（以下「駐車場等」という。）の設置基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) その全部又は一部を住宅の用に供する建築物にあつては、住居の用に供する住戸等の数（以下「住宅戸数」という。）に、次の表に掲げる建築物が存する用途地域の欄及び住宅戸数の欄の区分に応じ、それぞれ同表設置率の欄に定める率を乗じて得た数に相当する台数以上の自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）を収容できる駐車場等を設けること。ただし、単身者住宅については、当該住宅戸数に100分の25を乗じて得た数に相当する台数とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="359 1795 1635 2199"> <thead> <tr> <th>建築物が存する用途地域</th> <th>住宅戸数</th> <th>設置率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域・商業地域</td> <td></td> <td>100分の35</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の用途地域</td> <td>50戸以下</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>51戸以上～124戸以下</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>125戸以上</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 建築敷地が2の用途地域に属する場合は、住宅戸数をそれぞれ敷地部分に係る面積であん分して算定する。 2. 算出した設置台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p>2. 換算戸数が50戸を超える場合は、戸数が50戸を超えるごとに、前号の規定により算出される設置すべき駐車場台数のうち1台を来客者用駐車場とすること。</p> <p>3. その全部を住宅の用に供する建築物以外の場合は別途規定あり。</p> <p>4. 敷地内に宅配等のサービスを住民に提供する事業者の業務用車両が1台以上駐車でき、かつ、有効に作業等のできる駐車場等を設けるよう努めること。</p> <p>5. 小規模集合住宅等を建築する場合は、「開発事業におけるまちづくりに関する条例施行規則別表第12第1項」に定めるところにより駐車場等を設置すること。</p>	建築物が存する用途地域	住宅戸数	設置率	近隣商業地域・商業地域		100分の35	その他の用途地域	50戸以下	100分の60	51戸以上～124戸以下	100分の80	125戸以上	100分の100
建築物が存する用途地域	住宅戸数	設置率													
近隣商業地域・商業地域		100分の35													
その他の用途地域	50戸以下	100分の60													
	51戸以上～124戸以下	100分の80													
	125戸以上	100分の100													
その他の措置		<p>1. 自転車駐車場</p> <p>(1) 自転車駐車場は、自転車等（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。）の駐車できる場所をいう。</p>													

項目	地域	西宮市（開発事業等におけるまちづくりに関する条例）																				
その他の措置		<p>(2) 設置基準については、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則 別表第12第2項」に定めるところによる。</p> <p>2. 清掃施設 宅地造成において設置すべき一般廃棄物の集積場（以下「ごみ集積場」という。）の基準は、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則 別表第9」に定めるところによる。</p> <p>3. 集会施設 (1) 宅地造成を行う開発事業にあつては、次に定める基準により、建築敷地が150㎡以上の集会施設を設置すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画数</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125以上 300以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>301以上 500以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>501以上 800以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※区画数が801以上の場合は、801以上の300ごとに1の割合で箇所数を加算すること。</p> <p>(2) 換算戸数が50戸以上の集合建築物を建築する開発事業にあつては、次に定める基準により集会施設を1箇所設置すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>換算戸数（戸）</th> <th>延床面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以上 100未満</td> <td>70以上</td> </tr> <tr> <td>100以上 300未満</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>300以上 600未満</td> <td>150以上</td> </tr> <tr> <td>600以上 1000未満</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td>1000以上</td> <td>300以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. その他の施設等 (1) 連絡表示板の設置 単身者住宅の戸数が1棟当たり10以上の建築物を建設する開発事業にあつては、当該建築物の出入口の見やすい場所に、管理者の氏名又は名称及び連絡先を明示した表示板を設置すること。</p> <p>(2) 管理人室の設置 単身者住宅戸数が1棟当たり30以上の建築物を建築する開発事業にあつては、当該建築物の出入口を見通すことができる場所に、受付窓を有し、及び管理人室と明示された管理人室を設置するとともに、管理人が利用できる便所を設置すること。</p> <p>(3) 一時避難施設の整備 津波発生時に避難を要する地域として市長が定める地域に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、かつ、地階を除く階数が3以上の建築物を建築する開発事業にあつては、当該建築物を津波及び洪水時における一時避難施設として適切な構造に整備し、利用できるものとするよう努めること。</p>	区画数	箇所数	125以上 300以下	1	301以上 500以下	2	501以上 800以下	3	換算戸数（戸）	延床面積（㎡）	50以上 100未満	70以上	100以上 300未満	100以上	300以上 600未満	150以上	600以上 1000未満	200以上	1000以上	300以上
区画数	箇所数																					
125以上 300以下	1																					
301以上 500以下	2																					
501以上 800以下	3																					
換算戸数（戸）	延床面積（㎡）																					
50以上 100未満	70以上																					
100以上 300未満	100以上																					
300以上 600未満	150以上																					
600以上 1000未満	200以上																					
1000以上	300以上																					
施行改正年月日		平成27年 7月15日条例改正 令和 3年 4月 1日施行規則改正																				

\*記載したもの以外の事項、詳細が記載されていないもの等があるので、各項目の取扱いについては事前に十分協議すること。